

弾力的運用

弾力的運用に伴うカーフェュー内運航の発生状況

	日付	出発/到着	滑走路		航空運送事業者等名	便名	出発地/目的地	離着陸時間	型式	航空機騒音インデックス	理由
1	H25.12.11	出発	A	南側	日本貨物航空	NCA160 (国際線/貨物便)	成田/アンカレッジ (シカゴ/ダラス/アンカレッジ/成田/アンカレッジ)	23:16 (定刻22:30)	B747-8	A	⑤ NCA160便と同一機材を使用するNCA187便(定刻00時40分シカゴ/ダラス)は、出発地であるシカゴ・オヘア国際空港の悪天候(降雪及び強風)に伴う離陸制限により、出発が遅延し、50分遅れて1時30分にシカゴを出発した。その後、後続便に玉突きで遅延が発生した。その影響により、NCA160便(定刻22時30分成田/アンカレッジ)は、出発が遅延が発生し、23時16分にアンカレッジに向け離陸した。 ※時刻はすべて日本時間
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

【離着陸時間に関する特例の適用を受けることができる事由】

- ① 成田空港を目的地とする航空機が、出発地の空港等における台風、大雪等の悪天候又は急病患者、空港機能障害等の異常事態等やむを得ない理由により、遅延した場合の午後11時00分から午後11時59分までの間の着陸
- ② 成田空港を目的地とする航空機が、飛行中の悪天候又は異常事態等やむを得ない理由のため、一旦他の空港等へ着陸したことにより、遅延した場合の午後11時00分から午後11時59分までの間の着陸
- ③ 飛行中又は空港等における悪天候、異常事態又は運航の安全確保等やむを得ない理由のため遅延が発生し、その影響により、成田空港を目的地とする航空機に玉突き遅延が発生した場合の午後11時00分から午後11時59分までの間の着陸
- ④ 成田空港を出発地とする航空機が、離陸した後、目的地の空港等における悪天候又は異常事態等やむを得ない理由により、引き返す場合の午後11時00分から午後11時59分までの間の着陸
- ⑤ 上記の他、異常事態又は運航の安全確保等やむを得ない理由により、遅延した場合の午後11時00分から午後11時59分までの間の離着陸